

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

magazine Plus

05

May 2025

TAKE FREE

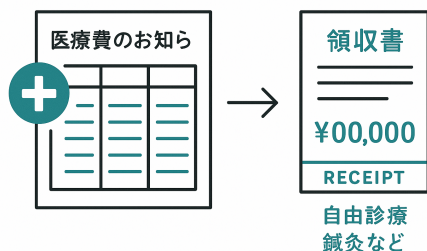


TOPICS

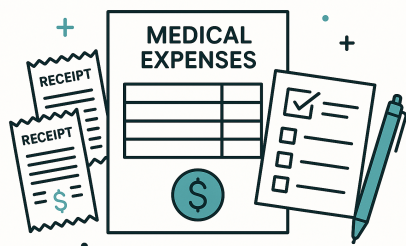
見落とし注意の 医療費控除対象外
2025年度の雇用保険料率 賃金の扱い
に注意

見落としし注意の 医療費控除対象外

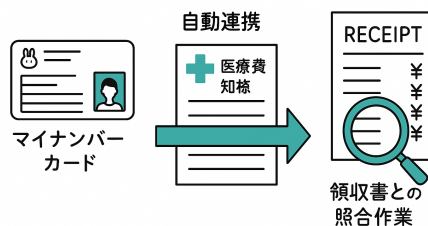
「医療費のお知らせ」には記載されない費用もあり、控除申請時は領収書保管と明細確認が重要です



「医療費のお知らせ」は健康保険組合が発行し、保険適用された医療費のみが記載されます。すべての医療費が網羅されているわけではありません。たとえば自由診療や鍼灸など一部費用は含まれず、申告時には領収書が別途必要です。



医療費控除を受けるには、支払った分の領収書を保存しておき、申告時に医療費控除申告書とともに提出する必要があります。医療費のお知らせがあっても、実際の支払いが反映されていない場合があります。内容確認を怠ると控除漏れにつながります。



マイナンバーカードを取得していると、医療費通知情報との自動連携が可能ですが、一部の医療費は反映されない場合があります。医療費控除の明細書を作成する際は、お知らせと領収書の内容が一致しているかを確認しましょう。

ここがポイント!

- ・「医療費のお知らせ」に記載されない費用も多い
- ・領収書の保管・確認が控除の鍵
- ・マイナンバー連携でも内容精査は必要

2025年度の雇用保険料率 賃金の扱いに注意

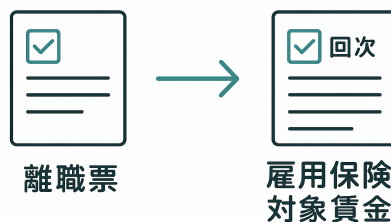
2025年4月からの雇用保険料率が引き下げられます。賃金の定義や離職票との関係を整理し、実務での留意点を解説します。



2025年度の雇用保険料率は、従業員負担分で0.5%ポイント引き下げられました。適用期間は2025年4月1日から2026年3月31日までです。業種別に微細な違いがあるため、自社の事業区分に応じた確認が必要です。



雇用保険料の賃金対象は、「労働の対価」として支払われる給与・手当・賞与などです。名称に関わらず、従業員に支払うものは原則すべて対象となります。制度理解を深め、算出時の誤りを防ぎましょう。



離職票に記載する賃金は、雇用保険料の対象賃金と一致しない場合があります。特に毎月支給されない手当等の扱いに注意が必要です。離職証明書作成時は、**支給回数**や**性質**を踏まえた判断が求められます。

ここがポイント!

- ・ 2025年度は雇用保険料率が引き下げに
- ・ 対象賃金は名称問わず幅広く該当
- ・ 離職票記載用の賃金は別基準に注意